令和4年度 男女共同参画に関する年次報告書

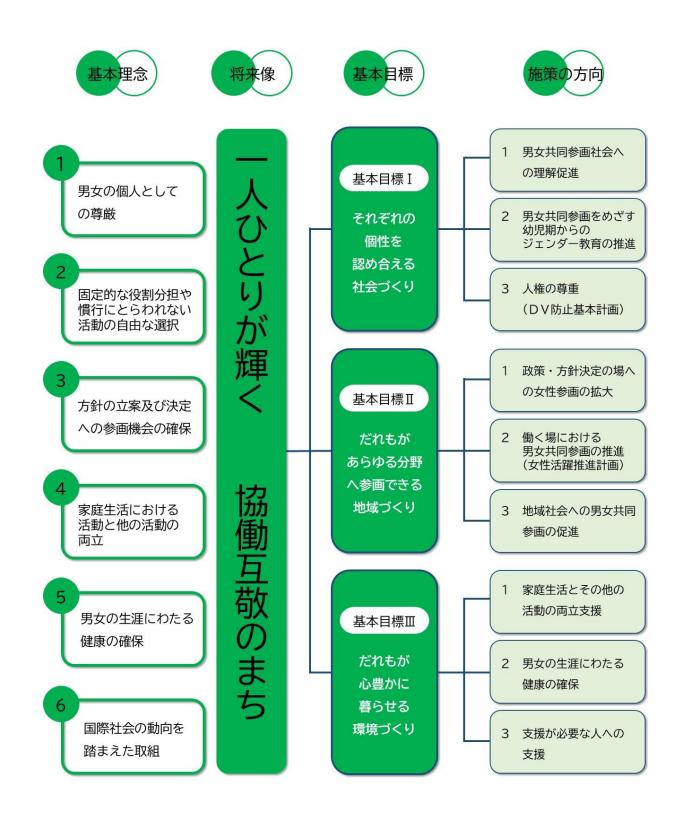
令和4年度男女共同参画に関する年次報告書について

本書は、大田原市男女共同参画を推進する条例(平成16年10月1日施行)第14条に基づく年次報告書として作成したものであり、大田原市の男女共同参画の現状及び本市が令和4年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況を「おおたわら男女共同参画プラン(第4次大田原市男女共同参画行動計画)」の施策の方向ごとにとりまとめ報告いたします。

目 次

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 男女共同参画の推進状況	
おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
【基本目標 I それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進・・・・・・・	. 4
施策の方向3 人権の尊重(DV防止基本計画)	. 4
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	5
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)	. 7
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	. 7
【計画の推進】	
推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
Ⅱ 男女共同参画に関する施策の実施状況	
【基本目標 I それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進 ・・・・・	11
施策の方向3 人権の尊重(DV防止基本計画) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	16
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)	17
施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	21
施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
施策の方向3 援助が必要な人への支援	28
【計画の推進】	
1 推進体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 プランの進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
参考資料	
大田原市男女共同参画を推進する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
大田原市男女共同参画審議会規則	39

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系



I 男女共同参画の維進状況

おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況

	指標項目	基 準 R2年度 (2020年度)	現 状 R4年度 (2022年度)	目 標 R8年度 (2026年度)	令和4年度 達成状況
基	本目標 I それぞれの個性を認め合え	える社会で	づくり		
1	男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	年2回	年2回	年2回	目標達成
2	家庭教育学級参加者数	年639人	年1,483人	年2,800人	
3	市広報紙を活用したDV防止の啓発	年4回	年5回	年4回	目標達成
基	本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ╸	参画できる	る地域づく	くり	
1	審議会・委員会等における女性委員の割合	24. 0%	22.4%	35.0%	
2	女性農業委員の全体に占める割合	23.5%	23.5%	30.0%	
3	女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	新規	年2社	年5社	
基	基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり				
1	認知症サポーターの数(計画期間の累計)	14,013人	16, 129人	16,400人	
2	乳がん検診受診率(40歳~69歳)(全方式の合計)	新規	68.4%	60.0%	目標達成
3	ファミリーサポートセンター利用件数	新規	年642人	年570人	目標達成

【基本目標 I それぞれの個性を認め合える社会づくり】

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

- (1) 普及啓発活動の推進
- (2)情報の収集・提供の充実

●男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行状況

	2年度	3年度	4年度
発行回数	2回	2回	2回
発行部数	39,950部	39,900部	39,000部

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

- (1) ジェンダー平等に関する教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進
- (3) 国際交流の推進

●家庭教育学級の開催状況

	2年度	3年度	4年度
受講者数	639人	941人	1,483人
開設回数	14回	19回	44回
学習時間	58.8時間	38.6時間	67.05時間

施策の方向3 人権の尊重(DV防止基本計画)

- (1) DV防止に対する啓発の推進
- (2) DV相談体制の充実
- (3) DV被害者の保護と自立の支援
- (4) 関係機関との連携の強化

●DV防止啓発についての記事の広報紙等掲載回数

	2年度	3年度	4年度
年間掲載回数	4回	5回	5回

●D V 相談件数(市福祉事務所)

2 「日欧门 奴(中田正子3577)				
	2年度	3年度	4年度	
DV相談件数	17件	25件	29件	

【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

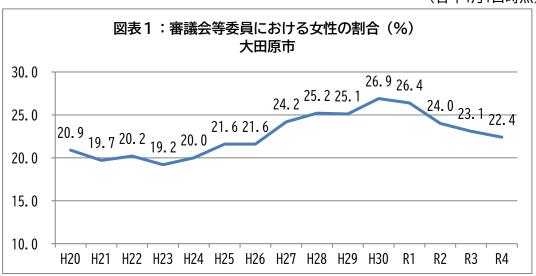
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- (1) 政策・方針決定の場への女性参画促進
- (2) 人材育成の推進

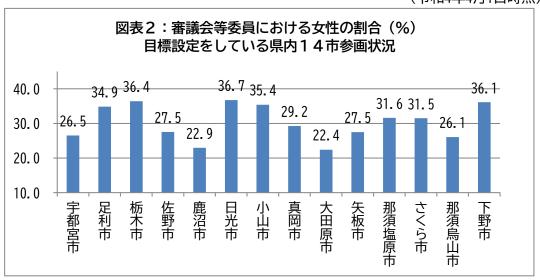
●市の審議会・委員会等への参画状況

	2年度	3年度	4年度
審議会等数	73	71	71
うち女性のいる審議会等数	62	61	57
総委員数	1,019人	1,022人	1,017人
うち女性委員数	245人	236人	228人
女性委員の割合	24.0%	23.1%	22.4%

(各年4月1日時点)



(令和4年4月1日時点)



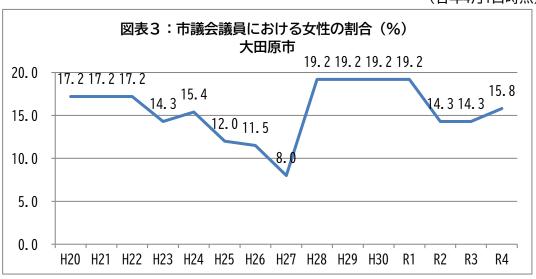
資料:栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課公表資料より

・14市平均 31.3%・栃木県 37.6%・県の目標値 40.0%

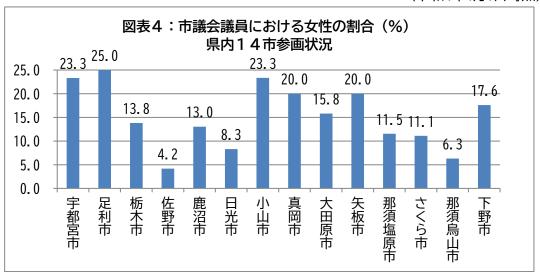
●市議会議員への参画状況

	2年度	3年度	4年度
議員数	21人	21人	19人
うち女性議員数	3人	3人	3人
女性議員の割合	14.3%	14.3%	15.8%

(各年4月1日時点)



(令和4年4月1日時点)



資料:栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課公表資料より

· 14 市平均 15.9% · 25 市町平均 11.1%	・県議会議員 13.6%
--------------------------------	--------------

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

- (1) 働きやすい職場環境の整備
- (2) 起業・再就職への支援
- (3) 農業における男女共同参画の推進

●農業委員への参画状況(各年7月20日時点)

	2年度	3年度	4年度
農業委員数	17人	17人	17人
うち女性の農業委員数	4人	4人	4人
女性委員の割合	23.5%	23.5%	23.5%

【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

- (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- (2) 子育て・介護支援体制の充実

●認知症サポーター数

	2年度	3年度	4年度
認知症サポーター数	14,013人	14,769人	16,129人

【計画の推進】

1 推進体制の充実

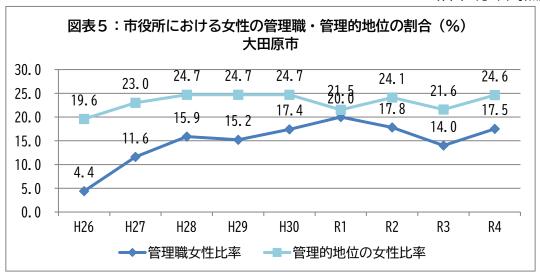
●市役所における管理的地位の女性職員の割合

	2年度	3年度	4年度
全職員	35.9%	35.8%	35.9%
管理職	17.8%	14.0%	17.5%
管理的地位	24.1%	21.6%	24.6%

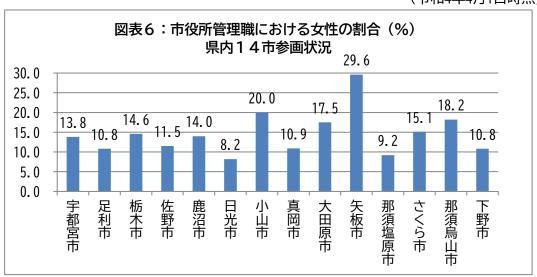
※管理職:部長級及び課長級

管理的地位:部長級、課長級及び課長補佐級

(各年4月1日時点)



(令和4年4月1日時点)



資料:栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課公表資料より

・14市平均 13.8% ・栃木県 11.9%

Ⅱ 男女共同参画に関する施策の実施状況

【基本目標 I それぞれの個性を認め合える社会づくり】

評価の目安

A:達成された(90%以上) B:概ね達成された(80%以上)

C:あまり達成されていない(60%以上)

D: 達成されていない (60%未満)

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

施策(1)啓発活動の推進

事 業	令和4年度実施状况	評価
ジェンダー平等に配慮した 広報 【政策推進課】 (全課) 《事業内容》 市から発行する広報紙等 において、言葉づかいや文 章表現・写真・イラスト等の 使用について、ジェンダー 平等の視点に配慮し作成し ます。	市広報紙は、性別による固定的な表現がないよう配慮して作成し、 情報政策課広報広聴係がチェックを行いました。 《評価・課題等》 今後もジェンダー平等の視点に配慮して広報紙等を作成します。	A
SDGsへの取組 【政策推進課】 《事業内容》 SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進すると共に、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	男女共同参画広報紙「ばらんす」において、「ジェンダー平等」に ついて取り上げました。 《評価・課題等》 事業所等に向けた啓発を検討します。	В

施策(2)情報の収集・提供の充実

事業	令和4年度実施状況	評価
男女共同参画広報紙の発行 【政策推進課】 《事業内容》 男女共同参画に関する広 報紙として「ばらんす」を発	広報おおたわら11月号及び3月号に併せて全戸配布し、男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行いました。 発行回数:年2回(第53号、第54号) 発行部数:第53号19,500部、第54号19,500部	A
行し、意識啓発と情報提供を 行います。	《評価・課題等》 ボランティアの編集委員の協力により、読みやすさ・分かりやすさを 重点においた紙面づくりに努めています。	

F	男女共同参画に関する情報の提供【政策推進課】	市ホームページを活用し、本市の講座・講演会の開催情報など、男女 共同参画に関する情報を随時掲載しました。	
	《事業内容》	大学画に対する旧芸で見られているのだ。	
	広範囲な情報の収集を行い、ホームページの活用により、男女共同参画に関する情報の提供を行います。		A

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

施策(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	令和4年度実施状況	評価
キャリア教育、進路指導の充実 【学校教育課】 《事業内容》 女性の進路の拡充につい ての情報に触れ、女性の社会 参加や地位向上について適 切な認識を持つことができ るよう、望ましい勤労観や職 業観の育成を図ります。	各学校において「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるように、小学校段階から体系的なキャリア教育に取り組んでいます。その中で、女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について認識をもち、望ましい勤労観や職業観の育成を図りました。 《評価・課題等》 男女共同参画社会の形成という現代社会の喫緊の課題に対して、今後、さらに児童・生徒の意識と能力を高めていかなければなりません。中学2年生で実施する職場体験学習は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度は事業所での体験活動は実施できませんでしたが、学校内外の教育資源を有効に活用しながら、今後も推進に努めていきます。	В
小学生交流事業 【生涯学習課】 《事業内容》 市内小学生と岡山県井原 市の小学生が派遣・受け入れ による現地での交流・交歓を 図ることで、男女共同参画の 意識を学ぶ機会を提供しま す。	交流会場を隔年で交替し、事業を行っています。令和4年度は受入の予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため井原市から申し入れがあり、中止としました。 《評価・課題等》 新型コロナウイルス感染症拡大後初めての交流事業となるため、参加児童たちの安全に配慮し、令和5年度受入予定で準備を進めます。	_
発達段階に応じた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置 付け、指導の充実を図ります。	年間指導計画や別葉に、発達の段階に応じた健全な異性観をもてるような題材や、家庭生活の大切さを考えさせる題材を位置付け、道徳や各教科において、人権に配慮した授業を展開し、教育活動を通して差別のない望ましい人間関係の構築を図りました。 《評価・課題等》 「健全な異性観」をもてるような授業・時間が位置付けられ、計画的に実施されており、市内各小中学校で男女の関係における人権感覚が高まっています。	В

施策(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

他永(2) 家庭・地域にのける男 事業		2112 令和4年度	実施状況			評価
家庭教育学級の開設	家庭教育学級					ІЩ
【生涯学習課】 《事業内容》	公民館名	学級数	受講者 (延べ)	回数	学習時間	
健全で豊かな人間性を育し	大田原東	1	54	3	6.0	
む家庭のあり方を考えるた	大田原西	1	37	1	2	
め、地区公民館において、地	金田北	1	137	6	15.5	
域・社会での実践を通した学				7		
習活動を行います。	金田南	1	157		9.3	
	親園	1	398	5	11	
	野崎	1	20	1	2	Α
	佐久山	1	144	3	3	'
	湯津上	1	237	4	5	
	両郷	1	211	11	9. 25	
	須賀川	1	88	3	4	
男女共同参画講座等の実施【政	新型コロナウイルス感対館と学校との連携を取りない。 ・キャリアデザイン講座	がら実施し	っています。 -	開催しま! 	<i>」</i> た。地区公民	1
策推進課】 《事業内容》 固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。	期日:令和4年6月1日場所:大田原女子高等参加者:400人・キャリアデザイン講座期日:令和4年9月9日場所:黒羽高等学校が参加者:133人・キャリアデザイン講座期日:令和4年11月17日場所:大田原高等学校が参加者:697人・親子日:令和4年9月28日場所:トコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコトコ	(黒羽高等) (黒羽高等) (大田原高校日 で、各ホーム で、各ホーム で、それ4年 で、それ4年 で、それ4年 で、それ4年 で、これ4年 で で、2年 で で さ で で で で	対 対 が 11月2日 対 が 対 な ど 、 そ で が う が う が う が う り り り り り り り り り り り り	[一ショ] それぞれ	ソルーム	A

施策(3)国際交流の推進

事業	令和4年度実施状況	評価
中学生交流事業の実施	中学生交流事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし	
【生涯学習課】	ました。	
《事業内容》		
海外派遣や外国人の受け		
入れでの体験を通じて、異文	 《評価・課題等》	
化への理解を深めると共に、	NOTION PROSEST/ 新型コロナウイルスの感染が収束した後、交流事業を再開する予定で	
国際感覚を身に付け、国際社	す。	
会における男女共同参画を	90	
認識する機会を提供し、人間		
性豊かな生徒を育成します。		
国際交流会への支援	〇令和4年度は自主財源で活動を実施することが可能であったため、補	
[生涯学習課・政策推進課]	助の申請はありませんでした。	
《事業内容》	〇外国語教室の支援:75回	
市民が多様な文化や価値		
観に触れることができるよ		
う、市民レベルで外国人との	 《評価・課題等》	Α
交流活動を行う団体である	NOTION PROCEST/ 〇国際交流会と情報を密にし、引き続き適切な支援を行います。	
国際交流会に対し、補助金の	○国際交流会が実施する外国語教室に対して引き続き支援をしていきま	
交付や日本語・英会話・中国	す。	
語等の各教室の支援をしま		
す。		

施策の方向3 人権の尊重 (DV防止基本計画)

施策(1) DV防止に対する啓発の推進

事業	令和4年度実施状况	評価
広報・啓発の充実 【政策推進課】 《事業内容》 パンフレット等の設置配布	広報おおたわら6月号、7月号、9月号、11月号、3月号へ、DVに関する記事を掲載しました。	
や、広報紙へ年数回、DV防 止法や相談窓口を掲載し、市 民に対してDVが犯罪であり 重大な人権侵害であるという ことの周知を行います。	《評価・課題等》 年5回広報紙に掲載し、周知啓発を図りました。	A
若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発 【政策推進課】 《事業内容》 デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	・キャリアデザイン講座(黒羽高等学校) 期 日:令和4年9月9日 場 所:黒羽高等学校体育館 内 容:デートDVとは 〜互いを尊重するより良い関係を築くために〜 参加者:133人 《評価・課題等》 市内高等学校と連携し講座を開催しました。	Α

あらゆる暴力の根絶に向けた人			
権教育の充実	力について考える研修会」等様々な研修を周知し、人権教育担当者を中		ĺ
【学校教育課】	心に、児童生徒への指導の充実を図りました。		l
《事業内容》		В	ĺ
人権教育の指導計画の中	《評価・課題等》		l
に「女性に対する暴力の根絶	各校で指導の充実を図るため、更に研修の周知など働きかけを進めて		ĺ
に向けた内容」を位置付け、	いきます。		ĺ
指導の充実を図ります。			l

施策(2)DV相談体制の充実

事業	令和4年度実施状况	評価
相談体制の整備 【子ども幸福果】 《事業内容》 大田原市福祉事務所におい て婦人相談員を配置し、DVや ストーカーの被害者からの各 種相談に応じるほか、必要な支 援を行います。また、相談窓口 の周知に努めます。	窓口・庁舎内情報コーナー・関係施設等にて、「子育て・DV・離婚に関する相談窓口」に関する情報問知用パンフレット・カード等を設置配布しました。	A
婦人相談員の研修機会の提供 【子ども幸福課】 《事業内容》 婦人相談員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、婦人相談員間で事例 等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	・婦人相談員が各種相談に応じ、必要な支援を実施しました。 ・DV相談窓口に関する情報周知用パンフレット・カード等を設置配布し、相談窓口の周知・案内を実施しました。 《評価・課題等》 婦人相談員が各種相談に応じ、必要な支援を実施している。今後、相談業務における婦人相談員の更なるスキルアップを図ります。	A
二次被害の防止 【子ども幸福課・市民課・建築 住宅課】 《事業内容》 被害者に対して円滑な窓 口の対応、行政手続きを行う ため、各課の情報共有を行い ます。	 ○必要に応じて各課において情報共有し、場合によっては同行、同席して円滑な窓口対応を実施しました。 ○令和4年度、新規23件、継続9件、変更17件、合計109件の支援措置申出について、住基システムに対象者である旨の情報登録をすると共に、関係各課に対してもスペースを利用し情報提供を行いました。結果、すべての対象者情報を関係各課と共有できました。 《評価・課題等》 ○被害者の状況を的確に把握し、必要な手続きを滞りなく行えるよう、今後も適切な対応・情報共有が行える体制づくりを図ります。 ○情報共有をより厳密に行うために、情報提供後に関係各課が確認をしたことを返信するよう再度要請し、運用していきます。 	Α

施策(3)DV被害者の保護と自立の支援

事業	令和4年度実施状況	評価
市営住宅への優先入居 【建築住宅課・子ども幸福課】 《事業内容》 DV被害等にあった市民 へ市営・市有住宅の空き状況 などを提供し、空き住戸に対 して速やかにかつ適切に入 居できるよう支援します。		A

施策(4)関係機関との連携の強化

事業	令和4年度実施状況	評価
県の配偶者暴力相談支援センターとの連携 【子ども幸福果】 《事業内容》 緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び 支援を行っていくため、県の 配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。	・配偶者暴力ネットワーク会議での情報交換等 ・母子支援施設が問及び要保護母子措置入所のための移送等 ※要保護母子措置入所のための移送 0件 《評価・課題等》 今後も状況に応じ必要な連携を図り、速やかな状況把握と対応を図ります。	A
県及び近隣市町等との連携 【子ども幸福課】 《事業内容》 被害者に対し適切な対応 ができるよう、県及び近隣市 町等の関係機関と情報共有 を図る等の連携を行います。	・婦人保護業務関係職員研修「配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」 (県主催)に参加し、関係機関と情報交換をしました。 《評価・課題等》 研修は、相談業務に活かせる内容でした。またネットワーク会議においては、各関係機関における実態が把握できました。 今後も研修に参加し各関係機関との連携を図っていきます。	A

【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

評価の目安

A:達成された (90%以上)

B: 概ね達成された (80%以上)

C:あまり達成されていない (60%以上)

D: 達成されていない (60%未満)

施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

施策(1)政策・方針決定の場への女性参画促進

事業	令和4年度実施状況	評価
審議会等における女性の登用の 促進 【政策推進課】(全課) 《事業内容》 男女双方の意見を取り入	各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合 22.4%(令和4年4月1日現在) 総委員数1,017人 うち女性委員数228人	
れることができる環境づく りに配慮し、女性の登用率向 上や女性のいない審議会等 をなくすことに努めるよう 庁内に働きかけます。	《評価・課題等》 目標値に達するためにも、女性の人材の各種審議会・委員会等の委員 への登用を引続き推進していきます。	С

施策(2) 人材育成の推進

事業	令和4年度実施状況	評価
女性団体連絡協議会の連携と支援 【政策推進課】 《事業内容》 女性の活躍推進を目的に、 女性団体の育成を推進し、組 織の活性化を図ります。	まちづくりに貢献することを目的に組織されている大田原市女性団体連絡協議会の自主性を尊重しながら連携を図り、協力体制の強化を図りました。 加入団体:5団体 が育成を推進し、組 《評価・課題等》	
地域におけるリーダーの育成 【政策推進課】 《事業内容》 地域の方針決定の場への 女性の参画を推進します。	・とちぎウーマン応援塾 期 日:令和4年7月~11月(全6回) 場 所:パルティ とちぎ男女共同参画センター 参加者:1人 参加者に、審議会・委員会等でも活躍していただけるよう働きかけを していきます。	A

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

施策(1) 働きやすい職場環境の整備

事業	令和4年度実施状況	評価
雇用均等に関する周知 【商工観光課】 《事業内容》 事業主に対して、男女雇用 機会均等の確保や、多様な働 き方のニーズに対応した就 業環境づくり等の情報を提 供するなど周知に努めます。	市庁舎等に男女雇用機会均等月間ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図りました。 《評価・課題等》 今までは掲示や設置などの手法のみでありましたが、今後もう少し積極的なPR方法も考えたいと思います。	В
事業者に対する周知啓発 【政策推進課】 《事業内容》 女性活躍推進等に積極的 に取り組む事業者に対する 公共調達のインセンティブ 付与を周知啓発します。	実績なし 《評価・課題等》 公共調達を通じた女性活躍の推進について調査・検討します。	D
育児・介護休業制度の普及啓発 【商工観光課】 《事業内容》 男女が共に子育てや介護 を担い、仕事との両立が可能 となるよう市内企業に対し、 育児・介護休業制度の啓発や 情報の提供を行います。	市庁舎等に育児・介護休業制度の普及啓発ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図りました。 《評価・課題等》 今までは掲示や設置などの手法のみでありましたが、今後もう少し積極的なPR方法も考えたいと思います。	В
ハラスメント防止対策の推進 【商工観光課】 《事業内容》 セクシュアルハラスメント、マ ト、パワーハラスメント、マ タニティハラスメント等の 防止に向けて、事業者や労働 者及び市民に向けた広報・啓 発を行います。	市庁舎ほか関係施設にセクハラ被害等各種ハラスメントに関する相談窓口周知のポスターの掲示、パンフレット等の配置をおこないました。より全職員に周知を行いました。 《評価・課題等》 今までは掲示や設置などの手法のみでありましたが、今後もう少し積極的なPR方法も考えたいと思います。	В
男女共同参画推進事業者表章の実施 【政策推進課】 《事業内容》 仕事と生活の両立支援や 男女が共に働きやすい職場 づくりについて、積極的に取 り組む事業者を表彰するこ とにより、男女共同参画社会 の促進を図ります。	令和4年度受賞者 株式会社イージーライン 山一化学工業株式会社 《評価・課題等》 男女共同参画に対して積極的な取組を行っている事業者を募集し、表 彰及び公表することにより、事業者の積極的な取組を啓発することがで きました。また、市ホームページで事業者の活動の様子や取組の詳細を 紹介することで、多くの市民に男女共同参画の意識づけができました。	A

施策(2) 起業・再就職への支援

		====
事業	令和4年度実施状況	評価
職業能力開発の周知	市広報紙に職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度の周知のため、情	
【商工観光課】	報提供をおこないました。また、市庁舎にセミナーポスターやリーフレ	
《事業内容》	ットを設置し、周知を図りました。	
職業訓練の各種講座や教		٨
育訓練給付制度等の支援策	《評価・課題等》	Α
の情報提供に努め、求職者や	今までは掲示や設置などの手法のみでありましたが、今後もう少し積	
在職者のスキルアップを支	極的なPR方法も考えたいと思います。	
援します。		
再就職希望者への支援	市庁舎に公共職業安定所や県などが実施している再就職希望者への職	
【商工観光課】	業訓練等のポスターやリーフレットを設置し周知を図りました。また、	
《事業内容》	大田原市雇用創造協議会において「高齢者、子育て世代の女性等活用講	
子育て中の女性等の再就	習会」及び「女性の就職相談会」をそれぞれ2回開催しました。	Α
職希望者に対して、合同面接	《評価・課題等》	
会や各種支援策等の情報提	大田原市雇用創造協議会解散後も、可能な限り再就職支援事業を進め	
供に努めます。	ていきたいと思います。	
求人開拓事業の実施	大田原市公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、講演会や視	
【商工観光課】	察など各種事業を推進し、雇用機会の維持及び就職機会の拡大を図りま	
《事業内容》	した。	
大田原公共職業安定所、大		Α
田原地区雇用協会と連携し、	《評価・課題等》	
雇用機会の維持及び就労機	今後も引き続き、就職に備えた訓練及び既就職者の能力アップのため、	
会の拡大を図ります。	広報活動を推進していきたいと思います。	
女性起業家の育成支援	本市創業支援等事業計画の創業支援事業者である大田原商工会議所に	
【商工観光課・政策推進課】	おいて創業スクールを実施しました。	
《事業内容》		
商工団体等と連携を図り、		
女性起業家の育成を支援す	《評価・課題等》	В
ることによって性別にとら	関係団体との連絡を密に取り、引き続き女性起業家の育成支援を推進	
われない豊かな人材の育成	していきます。	
を図ります。		

施策(3) 農業における男女共同参画の推進

事業	令和4年度実施状況	
農村女性リーダーの育成 【農政課・農業委員会】 《事業内容》 農村女性のエンパワーメ ントにつながる研修会等へ の参加を支援します。	県等が主催する研修会や情報交換会等に参加した他、独自事業を行いました。 【本会主催独自事業】 ・期日:令和4年6月4日(土) 「女性のための農機具講習会」 参加者:一般参加者23名、農業委員11名、事務局5名 ・期日:令和4年8月26日(金) 「農業女子のつどい」 参加者:一般参加者13名 農業委員5名、事務局4名	価 A
	・期日:令和5年2月3日(金) 「東洋大学×チームあゆみ インスタグラムを活用した農業経営スキ	

ルアップ講座」

参加者:一般参加者20名、東洋大学蜂巣ゼミより蜂巣先生、

学生5名、農業委員4名、事務局2名

※独自事業開催に向けて、女性農業委員グループ「チームあゆみ」 で打ち合わせを多数開催

【県等主催事業参加】

·期日:令和4年6月14日(火)

「とちぎ女性農業委員の会第1回役員会」

参赌: 委員1名、事編1名

・期日:令和4年9月5日(月)

「女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員の選任等に関する意見交換会~大田原市・那須塩原市」

参加者:委員5名、事務局2名

·期日:令和4年10月17日(月)

「とちぎ女性農業委員の会第2回役員会」

参加者:委員1名、事務局1名

・期日:令和4年11月9日(水)

「関東ブロック女性農業委員等研修会」

※「チームあゆみ」は事例発表を行った

参加者:委員5名、事務局2名

・期日:令和4年12月10日(土)

「クリスマスマルシェ〜ハチのクリスマス会」

参加者:委員8名、事務局3名

·期日:令和4年12月8日(木)

「女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会」

参加者:委員2名、事務局1名 ·期日:令和5年2月14日(火)

「農村地域活性化シンポジウム」

※「チームあゆみ」相馬代表は事例発表を行った

参加者:農業委員7名、事務局1名

《評価・課題等》

独自事業を計画・開催し、多方面からサポートしました。

コロナ禍ではありましたが、関東地区の研修会や県の事業で女性委員 グループ「チームあゆみ」の活動について事例発表等を行い、県内外に 活動をアピールすることができました。

今後開催される研修会等にも積極的に参加していきます。また、独自 事業も計画開催し、多方面から支援を行っていきます。

農村生活研究グループ協議会への支援 【農政課】

《事業内容》

農村女性の地位向上を図ることを目的に、女性農業者を中心とする農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。

会員有志で郷土料理の三五八床の袋詰め及び仕込みを行いました。昨年度仕込んだ完成品は、主に与一の郷ごころ便の商品として出荷を行いました。

・三五八床袋詰め 期日:7月14日(木)16名参加

12月12日(月)13名参加

・三五八床仕込み 期日:1月21日(土)18名参加

また、会員有志で菜の花を栽培し、収穫した種を用いて菜種油の作製を行いました。

・菜の花の栽培 令和4年秋頃から

・菜種曲絞り 期日:11月19日(土) 12名参加

В

	《評価・課題等》 新型コロウイルスの規制緩和を受けて、例年どおり事業を実施できた。次年 度に向けては、新型コロウイルな拡大以前の活動の再開を目指していく。	
男女で築く農業経営の発展支援	地域農業での女性の活躍を推進するため、女性認定農業者への誘導	
【農政課】	を行いました。令和4年度末の本市女性認定農業者数は63人です。	
《事業内容》 「とちぎの農業・農村男女		
共同参画ビジョン」の推進に		В
向け、女性農業者に対して認	《評価・課題等》	
定農業者(共同申請を含む)	女性農業者が輝く環境を更に推進するために、より一層の指導・誘導	
への誘導を行います。	を行っていきます。 	
家族経営協定事業	認定農業者の申請及び農業者年金加入の際に、市農政課等と連携して	
【農業委員会】	協定締結に向けた推進活動を行いました。	
《事業内容》	その結果、新たに8件の協定書が締結され、4件の協定書見直しを行い	
男女が対等な立場で家族	ました。また有効締結件数の見直しを行い、累計件数は349件となりまし	
農業経営を確立していくた	た。	Α
めに、就業条件や経営管理全	《評価・課題等》	
般にかかる家族経営協定書	昨年度同程度の締結がありました。今後も農業員会だより等で制度利	
づくりに取り組みます。 	用のメリットを周知し締結の促進を図るとともに、締結内容の見直しに ついても周知を行います。	
	~ 、 、	

施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進

施策(1) 市民活動との連携・支援

•			
	事業	令和4年度実施状况	評価
	商工会議所女性部への支援 【商工観光課】 《事業内容》 女性の力で地域を元気にす	商工会議所を通じ、商工会議所女性部の活動支援をおこないました。	В
	るため女性経営者で組織された、大田原商工会議が女性部の活動に対して支援を行います。	《評価・課題等》 今後も継続して支援をおこないます。	

施策(2) 防災活動における男女共同参画の促進

事 業	令和4年度実施状況	
地域での防災活動への参加促進 【危機管理課】	令和4年度大田原市防災訓練は、新型コロナウイルスにより開催中止となりました。市が開催した防災講座は13回あり、293人のうち約半数の146人が女性という参加状況でした。また、その他消防団に関しては、令和	
(事業内容)	4年度団員数923名のうち女性消防団員は17名でした。	В
男女双方の視点で防災活動や避難所運営を行うことができるよう女性の防災活動への参画を推進します。	《評価・課題等》 新型コロナウイルスの影響により残念ながら防災訓練は開催できませんでしたが、防災講座には女性も多くご参加いただくことができました。	

【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】

評価の目安

A:達成された (90%以上)

B: 概ね達成された(80%以上)

C:あまり達成されていない(60%以上)

D:達成されていない (60%未満)

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

施策(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

事業	令和4年度実施状況	評価
ワーク・ライフ・バランスの実 現に向けた啓発 【商工観光課】 《事業内容》	関係機関によるワーク・ライフ・バランスに関連するポスター及びリ ーフレットを設置し、周知をおこないました。	
働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての周知啓発をします。	《評価・課題等》 今までは掲示や設置などの手法のみでありましたが、今後もう少し積 極的なPR方法も考えたいと思います。	В
等を配布し、父親の育児参加 を推進します。	・令和4年度妊娠届出数 343件 《評価・課題等》 妊娠届出及び出生届出の面接時に、パートナーに対しても育児参加の 啓発を行っています。 父親の子育ての参加は年々増加していますが、仕事等の関係から時間 的制約があるため、簡単に取り組むことができる「イクメン」の情報提 供を行っていきます。	A

施策(2)子育て・介護支援体制の充実

事業	令和4年度実施状況	
保育サービスの充実 【保育課】 《事業内容》 通常保育に加え、延長保育、障害児保育、一時預かり 保育、病児・病後児保育など、 多様なニーズに対応した保育事業等の充実を図ります。	・乳児保育:延べ 1,772人 ・延長保育:延べ 4,091人 ・障害児保育:延べ 588人 ・一時保育:延べ 549人 ・休日保育:延べ 217人 ・病児・病後児保育:病児対応型 101人 病後児対応型 147人 体調不良児対応型 3,212人 ・子育てランド事業補助金:7園 計 10,404,000円 預かり保育、放課後児童クラブ等、市と連携して子育て支援事業を行う幼稚園に対して、1園あたり200,000円を補助(障害児を預かっている場合は1人につき392,000円加算)	A
	《評価・課題等》 今後も引き続き多様化する保育需要に適切に対応し、適正なサービス を提供していくとともに、その質的向上を図ることが求められています。	-

放課後児童健全育成事業(学童 ・公設民営学童保育館:11か所 保育)の充実

【保育課】

《事業内容》

放課後や夏休み等の長期 休業中に、昼間、家庭に保護 者のいない児童の健全育成 を図るため、放課後児童健全 育成事業の充実を図ります。

(令和5年3月31日現在)

登録児童数:747人 委託 148,928,500円

・民設民営学童保育館:13か所

(令和5年3月31日現在)

登録児童数:755人 補助金: 147,608,000円

《評価・課題等》

登録児童数の増加に伴って待機児童が生じないよう、民間事業者によ る新規学童の開設や既存施設の支援単位数を増やす等により、多くの児 童受け入れを可能としました。

今後も登録児童数の増加を見据え、更なる施設整備の必要性を検討し ていきます。

ファミリーサポートセンター

事業推進

【保育課】

《事業内容》

地域における子育て支援 ・両方会員: 3人 を拡充するため、ファミリー (評価・課題等) サポートセンターの趣旨普 会員の募集・育成を図りま す。

利用実績:642件

【令和4年度会員数 95人】

·提供会員: 23人 · 依頼会員: 69人

実働できる提供会員の確保が課題です。今後もファミリーサポートセ 及に努め、依頼会員及び提供|ンター事業の周知・会員募集を積極的に実施し、提供会員の登録者数増 | を図るとともに、サービスを必要とする方(依頼会員)が利用しやすい 体制づくりを目指していきます。

子育て支援拠点施設事業の推進 9か所で実施。 【保育課】

《事業内容》

に関するアドバイスと育児 相談受付を通して、地域の子 育てを支援します。

【公営 6か所 利用者数 6,372人】

- ※保護者・子どもの年間延べ人数
- 施設指導員等による育児 ・しんとみ子育て支援センター(しんとみ保育園内) 1,949人
 - ・つどいの広場トコトコ(子ども未来館内) 3,254人
- 情報の提供、子育てに関する ・つどいの広場さくやま(旧さくやま保育園内) 513人
 - ・子育てサロンかねだ(金田北地区公民館内) 150人
 - ・子育てサロンのざき(うすばアットホーム内) 290人
 - ・子育てサロンかわにし(川西はまえみセンター内) 216人

【民営 3か所 利用者数 2,718人】

- ※保護者・子どもの年間延べ人数
- ・くろばね子育て支援センター(すくすくきっず) 1,605人
- ・子育て支援センターひかり 701人
- ・ゆづかみ子育て支援センター(ゆづかみ保育園内) 412人

《評価・課題等》

令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、利用組数の制 限、事前予約制の導入などを行いながら運営をしてきました。

利用者が安心して利用できる場所を提供できるよう引き続き感染症対 策を継続し、各施設指導員のスキルアップと施設のより良い環境作りを 目指していきます。

また、新規利用者を増やしていくため、各施設の周知を継続していき ます。

保育料等の負担軽減	【保育園等保育料の軽減】		1) +0) 1) - ++)#	
【保育課】	保育園等入園児童にかかる利用者	領担(保育料	1) 軽原率は、国の基準	
《事業内容》	から46.8%です。			
保育園等入園児童の保育			Α	
料等を軽減することにより、	なっています。			_ ^
子育て世帯の経済的な支援	《評価・課題等》			
を図ります。	軽減率について、令和3年度に保	育料を改定した	ため、前年度より下が	
	っていますが、無償化の制度により	保護者の負担	川は軽減されています。	
介護保険施設等の充実	令和4年度の施設整備計画はありません。			
【高齢者幸福課】				
《事業内容》				
介護保険施設等の充実に	《評価・課題等》			Α
努め、介護者の負担軽減を図	あんしんプラン第8期計画どおり	の整備となっ	ております。	
ります。			(0)) (0) 9 8	
	住み慣れた地域でいつまでも生き	 *生きと安心し	て募らせるまちをめざ	
進	して、医療・介護・地域が連携して			
」と 【高齢者幸福課】	進しております。	ᅜᅜᅜᆸᅥᄜᄱᄓ	くくこ のほかり フィン 5]年	
《事業内容》	・大田原市ささえ愛サロン事業費補	帥全		
	高齢者を中心とする身近な通い		みせロンハた、軍労する団	
	体を支援しています。	10m(CCA2	をプログ/で建石する四	
	〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜		★)※男≒t2∩⊞/★	Α
体で支え合うことができる		し、神がは4四月	4) 公共司 2 0 四件	
よう、地域包括ケアシステム	《評価・課題等》		4. 0+10+1-1,++	
の整備を促進します。	今後も、身近な通いの場の拡充に			
	生活支援体制整備事業においても			
	るよう、市域及び各日常生活圏域の課題解決や体制整備など、地域包括			
	ケアシステムの深化・推進に努める	590		
在宅障害者(児)居宅生活支援	【自立支援給付】			
事業の充実	〇居宅介護			
	在宅の障害者(児)に対し、ホームヘルプを利用することにより、			
《事業内容》	介護者の軽減を図りました。			
在宅の身体・知的・精神の3	人数 ()内の数規 回数 ()内の数は瞳		
障害者(児)の介護給付、自	童			
立支援医療、補装具費等の給	92 (3) 人 838	(22) 回		
付、地域生活支援により、家				
族の介護の軽減を図ります。	〇日中活動			
	在宅の障害者(児)に対し、生	活介護(デイ	'サービス等) を利用す	
	_ ることにより、本人及び家族等に	対する支援を	行いました。	
	区分人数	()内の数は児	日数()内の数は児	Α
		童	童	
	生活介護	217 (0)人	4,528 (0)日	
	日中一時	29 (69) 人	1,366(2,994)日	
	地域活動支援センターⅡ型	5 (0)人	395 (0) 日	
	○短期入所 (ショートステイ)			
	障害者(児)を介護している者	が、疾病等の	理由により、居宅にお	
	ける介護ができない場合、一時	りに施設を利用	することにより、家族	
	等の負担軽減を図りました。	, , ,		
	人数()内の数は児童	│	()内の数は児童	
	人数 () 内の数は児童 57 (10) 人	日数	()内の数は児童 546 (67) 日	

【自立支援医療】

○更生医療

障害者(18歳以上)に対し、更生医療を受けることにより身体の障害を軽減し、医療に対する交付負担することにより、身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図りました。

区分	交付件数
一般	12件
心臓	52件
血液透析	192件

○育成医療

障害児(18歳未満)に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等 の治療により確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活能 力を得るために必要な育成医療の支給を行いました。

区分	支給件数
聴覚・平衡	0件
音声・言語	0件
肢体	6件
内部障害	3件

○精神通院

何らかの精神疾患により、精神医療を継続的に要する病状にあるものに対し、その通院に係る自立支援医療費の支給により負担軽減を図りました。

・受給者数:1173人(令和5年3月31日現在)

【補装具】

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補って、日常生活や職業生活を しやすくするため、補装具の購入又は修理の支給を行いました。

区分	件数()内の数は瞳
交付	97 (29) 件
修理	57 (3)件

《評価・課題等》

居宅介護及び日中活動の利用者が増加しています。

引き続き家族の負担軽減のため障害者の自立や療育に向けた障害福祉サービスの情報提供に努めていきます。

各種障害者手帳の交付数が増加していることから、各種申請について も増加傾向にあります。今後も、手帳交付時にガイドをお渡しし、申請 漏れのないよう周知徹底します。

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

施策(1)生涯を通じた健康保持の推進

施束(T)生涯を通じた健康保持の事業業) Dec	 令和4	-年度実施状	 況			評価
性教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 特別活動や保健体育において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に指導を行います。	て「性に関する指導しました。またなど、専門的な指合わせた指導が展 《評価・課題等》 性に関する指導 実施し、児童・生 ス感染症対応のた	各学校において、特別活動及び体育・保健体育(保健領域)等において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に指導しました。また、助産師等の外部講師を招いて思春期教室を実施するなど、専門的な指導も行いました。児童生徒の発達段階や学年の実態に合わせた指導が展開されました。 《評価・課題等》 性に関する指導資料の作成・研究授業・養護教諭による個別指導等を実施し、児童・生徒の人格の涵養につながりました。新型コロナウイルス感染症対応のため、病院関係、助産師など外部講師との連携が難しいなか、工夫して推進することができました。			В		
各種がん検診の実施 【健康政策課】	○各種がん検診の・令和4年度各種	の実施状況にて	ついて				
《事業内容》 乳がん・子宮がんや前立腺がん等、性別に応じた、各種がん検診を実施します。	項目 子宮がん検診 乳がん検診 前立腺がん検診 ※各種がん検診のご 計情報を基に、にき 検診を受けるべき ・受診率の推移 子宮がん検診 乳がん検診 前立腺がん検診 のがん検診 がん検診の受診	おける対象者: が指定した全 大の数としま おける受診師 た。 令和3年 27.8 44.0 36.5	性 13,9 性 8,3 数についてに 国統一の基準 した。 鬲(異常なし 変 令和4 % 29 % 4	452 4,1 973 6,2 307 3,3 よ、令和2年 単により算出 の方/3 年後 年度 育 7.0% 4.5% 0.6%	68 27.0% 224 44.5% 373 40.6% 注取動調査の はした、市で 登録)につい 第日比 ▲0.8% 0.5% 4.1%	がんがんいて	В
	さられている。 一部の音を図ります。 一部の音を図ります。 一部の音を図ります。 一部の音を図ります。 一部の音を図ります。 一部の音をできる。 一の音をできる。 一のできる。 一のでを、 一のでをできる。 一のでをできる。 一のでをできる。 一のでをできる。 一のでをできる。 一のでをでをできをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでを	るため、国の ん検診手帳」が 投を実施。 対象年齢 20歳 40歳 該年度4月1日 ルス感染症対 実施しながら においても健 コロナによる な受診者数は	施策に基づる 及び「がん検 クーポ者 クーポ者 401 423 時点での年間 第(マスク稿 (マスク稿 (マスク稿 (対しました) を建かしました。	き市が実施 診無料クーボン 利用者 12 102 診 音用・消毒の き受診するこ で受診控えへ た。	ポン」を送付 使用率 3.0% 24.1% 徹底。受付 ました。 ことへの重要は の対応に努る	し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

	まで戻っていないことから 周知していく必要があると)受診の重	要性について	
女性セミナーの開設 【生涯学習課】 《事業内容》 女性が生涯にわたって健 康の保持増進に努めること ができるよう、女性の健康づ くりに関するセミナーを実 施します。	女性セミナー開設 公民館名 大田原西 金田北 金田南 親園 野崎 佐久山 湯津上 黒羽・川西(黒羽) 黒羽・川西(川西) 両郷 須賀川 《評価・課題等》 新型コロナウイルス感染	学級数 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	受講者 (延べ) 363 120 120 108 101 43 143 175 108 86 81	回数 9 11 10 6 7 7 10 9 7 7 7	学習時間 23 31.5 25.5 14.25 9.5 11.5 26 21.5 21 18 25.5	Α
女性スポーツ教室の開催 【スポーツ振興課】 《事業内容》 年代や個性に応じた健康 づくりを推進するため、「市 民一人1スポーツ」の観点か ら女性スポーツ教室を開催 します。	女性へのスポーツ普及、 ました。 ・テニス教室 ・フラダンス教室 ・ピラティス教室(午前の (午後の ・ゴルフ教室 《評価・課題等》 国民体育大会開催の影響 と比べ減ってしまったが、 今後の課題としては新規 か考えていきたい。	参加。 参加。 か部)参加。 か部)参加。 参加。 都によりピラ	音:36人 音:17人 音:16人 音:20人 音:18人 ラティス教 ごおり開催	(4~6月 (4~6月 (11~12月 (4~6月 (10~11月 室は開催で することだ	全8回) 全8回) 全4回) 全5回) 全8回) できた。	В

施策(2)母子保健の充実

他束(2)母子保健の允美 事業		評
		価
不妊治療費補助金交付 【子ども幸福課】 《事業内容》	・人工授精 17件 290,500円 申請組数は11組で、そのうち4組が妊娠に繋がりました。(妊娠率36.4%)	
不妊治療を受けた方に、保 険診療適用外の治療費の一部 を助成します。	《評価・課題等》 人工授精への助成は、令和3年度までに終了した治療が対象となるため、 対象者が減少しました。 体外・顕微受精への助成は、令和2年度までに終了した治療が対象とな	A
i	るため、令和4年度は対象者なしとなりました。	
妊婦健診受診票の交付 【子ども幸福課】	妊婦健診受診票交付者数は380人、延べ受診者数では4,217人の受診がありました。 【結果】 異常なし 3,891人	
《事業内容》 安心して妊娠・出産にのぞ	要経過観察 214人 要医療 112人	A
	《評価・課題等》 母子の健康管理・妊娠出産に係る経済的負担の軽減のみならず、産後う つの予防や新生児への虐待予防につながるよう、継続して医療機関との連 携を密にし、必要な支援を受けられるようにしていきます。	
好産婦医療費助成事業 【子ども幸福課】 《事業内容》 好産婦の医療費の一部を助 成することにより、疾病の早 期発見と受療を促進し、母子 保健の向上を図ります。	好産婦に対して、医療費の一部を助成しました。 対象人数 663人 助成件数 2,595件 助成額 15,438,910円 《評価・課題等》 母子手帳交付時に、好産婦に対して受給資格者証を交付し、助成申請等 について詳細に説明しています。	Α
	・産後2週間健診助成者 348人 (94.1%) ・産後1ヵ月健診助成者 358人 (96.8%) 《評価・課題等》 令和元年度から開始された助成事業となります。産後の早い段階で産後うつ傾向にある方の把握が可能となり、産後の早期支援につながっています。	Α
《事業内容》 専任職員として「子育てコンシェルジュ」を配置し、相談に応じます。	妊娠届 (母子健康手帳交付) の際に、妊婦アンケートをもとに面接を行い、相談等に対応しています。 ・妊娠届数 343件 ・面接実施率 96.0% ・要支援妊婦実人員 141人 ※要支援妊婦:継続支援が必要な妊婦 《評価・課題等》 支所で母子健康手帳を交付した方に対しては、窓口での保健師面接ができないため、後日、妊婦アンケートをもとに電話等での相談支援を実施しています。 産科医療機関等とも連携しながら、子育てコンシェルジュと地区担当保健師が情報共有し、相談支援に対応しています。	Α

思春期保健の充実 【子ども幸福課】 《事業内容》 豊かな父性及び母性を育む ため、市内全小・中学校において思春期教室を実施し、正 しい知識の普及と自己決定能	講師は、国際医療福祉大学教授・講師、東都文京病院助産師、日本赤十字看護大学講師、国際医療福祉大学塩谷看護専門学校助産師、那須赤十字病院助産師、在宅の助産師等に依頼し、正しい知識の普及に努めています。 ・小学校(5・6年生) 19校実施 549人参加(92.4%)・中学校(1・2・3年生) 9校実施 1,616人参加(90.0%)	
力の育成を図ります。	《評価・課題等》 市内小・中学校全校で実施。心身ともに成長が著しく、人格形成にとっても重要な時期に、豊かな父性母性を育むために実施しています。 小中学生の現状を考慮し、子どもたちの実情に応じた内容で、子どもたちは自分の事として受け止め、自分自身の体を大切にすること、他者を思いやる心を育む機会となっています。	A

施策の方向3 援助が必要な人への支援

施策(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業	令和4年度実施状況	評価
養護老人ホーム措置事業 【高齢者幸福果】 《事業内容》 居宅で養護を受けること が困難な高齢者を措置支援 することで、安心して暮らせ る環境を整備します。	身体上又は精神上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に係る養護老人ホームへの入所措置を講じています。 令和4年度末 措置者数47人 《評価・課題等》 入所に際しては、「老人ホーム入所判定委員会」において審査判定し、適切に入所措置が講じられるよう努めております。	A
高齢者の就業機会の充実 【高齢者幸福課】 《事業内容》 シルバー人材センターに 対する事業費補助等により、 高齢者の就業の促進を図り ます。	シルバー人材センターが行う高年齢者労働能力活用事業の実施に要する経費の一部に対し、補助金を交付しました。 ・補助金額 18,400,000円 ・会員登録数 271人(令和3年度279人) 《評価・課題等》 令和4年度中の入会者は39人(生きがい、社会参加、健康維持のため)、退会者は47人(病気・加齢等のため)となり、令和4年度の会員数は271人となりました。	. А
社会的活動の場の提供 【高齢者幸福課】 《事業内容》 老人クラブの体制強化を 図ることにより、社会活動の 場を提供します。	単位老人クラブへの補助金交付額 2,299,987円 令和4年度 47クラブ 会員総数 1,680人 このほか、大田原市老人クラブ連合会に対し、生きがいづくり補助金、 活動費補助金及び連合会補助金として2,350,960円を交付しました。 《評価・課題等》 令和4年度の老人クラブ会員数は 169人減少しました。 多くのクラブにおいて、会員数減少による運営継続困難や新規加入者 の獲得が課題となっています。	. А

施策(2) 貧困に直面する女性等に対する支援

施策(2) 貧困に直面する女性等	に対する文援	
事 業	令和4年度実施状況	評価
就労支援事業 【子ども幸福果】 《事業内容》 母子家庭の母又は父子家 庭の父が一刻も早く就業・自 立ができるよう、大田原市母 子家庭及び父子家庭自立支 援教育訓練給付金及び高等 職業訓練促進給付金を支給 します。	○高等職業訓練促進給付金事業 ・給付件数 0件 ・相談件数 0件 ○自立支援教育訓練給付金事業 ・給付件数 0件 ・講座指定件数 0件 ・講座指定件数 0件 ・相談件数 0件 ・相談件数 0件	А
児童扶養手当給付事業 【子ども幸福課】 《事業内容》 父母の離婚・父親又は母親 の死亡などによって父親又 は母親と生計を共にしてい ない児童や、重度の障害のあ る児童を健やかに育成する ことができるよう、児童扶養 手当を支給します。	○令和5年3月末日現在受給資格者数 510人 【内訳】・全部支給者数 208人 ・一部支給者数 234人 ・全部停止者数 68人 ○令和4年度新規認定件数 62件 《評価・課題等》 ひとり親家庭の状況を的確に把握し、適切な手当の支給を実施します。	Α Α
母子父子寡婦副心資金貸付事業 【子ども幸福課】 《事業内容》 経済的な自立を更に促進 するため資金の貸付が必要 になったとき、母子父子自立 支援員が資金の貸付や償還 の相談に応じます。	 ・相談件数 52件 【貸付】 ・就学支度資金 2件 ・修学資金 1件 ・生活資金 0件 《評価・課題等》 今後も母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する周知と案内を実施するとともに、貸付を希望する各母子父子家庭の状況を的確に把握し、適切な貸付を実施します。 	Α
ひとり親家庭医療費助成事業 【子ども幸福課】 《事業内容》 ひとり親家庭の親と子に 対し医療費の一部を助成す ることにより、その心身の向 上を図り、ひとり親家庭の福 祉を増進します。	母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的支援を実施しました。 対象世帯 609世帯 対象人数 1,471人 助成件数 5,895件 助成額 14,311,632円 《評価・課題等》 対象者が、児童扶養手当受給者と共通することから、申請漏れなどのないように、児童扶養手当申請時に申請書を記入いただいています。	А

生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援事業	新規相談受付件数	54件(109件)	
【福祉課】		プラン作成件数	0件 (0件)	
《事業内容》		就労支援対象者	0人 (0人)	
生活上の困難に直面した	住居確保給付金支給決定作	 数	33件 (49件)	
方に対し、地域の中で自立し	※()内は男女合計数			
た生活が送れるよう、一人ひ	《評価・課題等》			В
とりの状況に応じた相談・支	前年と比べ、新規相談	受付件数の総件数は	曽加しているが、女性の割	
援を行います。	合はさほど変らない。また	こ、プラン作成件数、	就労支援対象者は該当者	
	なしであった。			
	住居確保給付金支給決定	を作数の総件数は増	加しており、女性の割合も	
	増加している。			

施策(3) その他困難を抱える人への支援

事業	令和4年度実施状況	評価
LGBTQへの理解を深めるための 取組 【政策推進課】 《事業内容》 LGBTQに関する正し い理解を深めるための啓発 や情報・学習機会の提供を行 います。	市ホームページを活用し、性の多様性について啓発を行うとともに相談窓口の情報を掲載しました。 《評価・課題等》 今後も情報提供に努めていきます。	A
性的少数者への教育相談の充実 【学校教育課】 《事業内容》 学校教育の場こおいて、児 童・生徒に対し、相談体制や サポート体制の充実を図り ます。	各学校において、LGBTQへの理解を深め、いじめや差別を許さない人権教育等を推進しました。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置して教育相談の充実を図り、受容的な体制の構築に努めています。また、教育相談週間を設定して、個別に悩みを相談できるようにしています。市教育支援センターにおいても相談体制やサポート体制の整備を図りました。 《評価・課題等》 市教育支援センターでの相談体制を整備し、各校に事業内容を伝えたり相談窓口を拡大したりしました。今後も担当者を中心に、LGBTQに関する理解をさらに深め、相談体制の充実やサポート体制の整備を図っていきます。	В
外国人子女相談員の配置 【学校教育課】 《事業内容》 日本語指導が必要な帰国・ 外国人児童生徒に対し、ポルトガル語等を母語とする相 談員を学校に配置し、学習支援活動や教育相談、文書の翻 訳業務を行います。	県が指定する「外国人児童生徒教育拠点校」である西原小学校・大田原中学校、また、外国人児童が複数在籍する大田原小学校に、日本語とポルトガル語・中国語に堪能な市会計年度任用職員である「外国人子女相談員」を4名配置し、ブラジル国籍と中国籍の外国人児童生徒の支援を行いました。さらに、小学校入学前に日本語が分からない児童や保護者のために日本語支援相談会を実施し、拠点校制度を説明するなど、就学の支援を行いました。 《評価・課題等》 外国人児童生徒の多国籍化・散在化が年々進んでいます。今後は日本語支援相談会を小学校就学前の児童や保護者にさらに周知し、小学校入学前に拠点校への就学を進めていく必要があると考えます。	В

【計画の推進】

推進体制の充実

評価の目安

MIND日安 A:達成された(90%以上) B:概ね達成された(80%以上) C:あまり達成されていない(60%以上) D:達成されていない(60%未満)

施策(1) 庁内推進体制の強化

事 業	令和4年度実施状况	評価
庁内における意識啓発 【総務課】【政策推進課】 《事業内容》 市職員へ意識啓発のため の講座や講演会等の情報提 供を行います。	庁内掲示板を活用し、随時情報提供を行いました。 また、パートナーシップ宣誓制度導入に伴い、本市が扱う申請書等の 各種様式について性別記載欄の削除や記載方法の工夫といった見直しを 行いました。 見直しをした様式数:158 《評価・課題等》	A
女性職員の管理的地位への登用 拡大 【総務課】 《事業内容》 キャリア形成支援の取組 を進め、公平公正な能力評価 を行うことにより、市の女性 職員の管理職等への登用を 推進します。	今後も講座・講演会等の情報提供に努めます。 令和4年4月1日現在 管理的地位(管理職手当が支給される者) 部長級、課長級及び課長補佐級の職員 61人 のうち女性15人 登用率:24.6% 【内訳】①部長級 12人中女性2人 ②課長級 28人中女性5人 ③課長補佐級 21人中女性8人 《評価・課題等》 女性職員の職域拡大のための研修への参加を促し、キャリア形成支援に努めました。令和3年3月策定の大田原市特定事業主行動信値における、女性職員の係長級以上の職の割合目標が令和4年度は25.0%であり、実績	A
「特定事業主行動計画」の推進 【総務課】 《事業内容》 すべての職員が仕事と生 活の調和を推進し、一人ひと りが個性と能力を十分に発 揮できる職場環境を整備す るため、特定事業主行動計画 を推進します。	大田原市特定事業主行動計画(女性活躍推進法)に基づき、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、率先して特別休暇や育児、介護休暇等の取得を促進しました。 ・女性職員の育児休業取得率 100% (年度目標:100%) ・男性職員の育児休業取得率 18% (年度目標:10%) ・配偶者出産時の特別休暇取得率 82% (年度目標:84%) 【参考】特別休暇の取得者数及び平均取得日数 ①子の看護休暇 96人 4.3日 ②介護休暇 13人 3.8日 ③配偶者出産時の特別休暇 (男性職員) 9人 1.8日 ※配偶者出産時に年次休暇を取得した日数を含む 《評価・課題等》 大田原市特定事業主行動計画において、女性の育児休業取得率100%の維持、男性職員の育児休業取得率を令和7年度まで毎年度に10%以上、男性職員の配偶者出産時の特別休暇取得率を令和7年度までに90%以上とすることなどを目標として定めております。令和4年度目標は概ね達成さ	В

男性職員の育児休業取得促進	大田原市特定事業主行動計画(女性活躍推進法)に基づき、家事、育	
【総務課】	児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、男性職	
《事業内容》	員の育児休業の取得を促進しました。	
性別にかかわらず仕事と	・男性職員の育児休業取得率 18% (年度目標:10%)	
育児を両立できる職場環境	《評価・課題等》	A
の整備を目的として男性職	大田原市特定事業主行動計画において、男性職員の育児休業取得率を	
員の育児休業の取得を促進	令和7年度まで毎年度10%以上とすることを目標としています。令和4年	
します。	度目標は10%であり、実績は18%であるため、目標は達成されました。	

施策(2) 国、県、他市町村との連携

事業	令和4年度実施状況	
各種研修への積極的参加 【政策推進課】 《事業内容》 国や県、他市町との情報共 有を図るため、最新の動向を 把握し、研修会への積極的な 参加を促すことで、本市の施 策推進につなげます。	県主催のオンライン講演を視聴しました。 《評価・課題等》 今後も研修会等へ積極的に参加し、また、市内外で開催される講座・ 講演会等の情報提供に努めます。	В

2 プランの進行管理

施策(1)年次報告書の作成・公表

事業	令和4年度実施状況	評価
年次報告書の作成 【政策推進課】 《事業内容》 各施策の実施状況を年次 報告書としてとりまとめ、男 女共同参画審議会に報告す るとともに、市民・事業者に 対し、公表します。	令和3年度男女共同参画に関する年次報告書を作成 「令和3年度男女共同参画に関する年次報告書(案)」の内容について庁 内において検討し、大田原市男女共同参画審議会に報告するとともに、 広報紙、市ホームページで公表しました。 《評価・課題等》 今後も遅延なく公表できるよう努めます。	Α Α
男女共同参画審議会との連携 【政策推進課】 《事業内容》 年次報告書の報告を通じ て、本計画の事業評価や進捗 管理を行います。	大田原市男女共同参画審議会 第1回 期日:令和4年7月6日 内容:「令和3年度男女共同参画に関する年次報告書(案)」について 「第4次大田原市男女共同参画行動計画」について 《評価・課題等》 今後も大田原市男女共同参画審議会と連携を図り、審議会からの意見 を施策に反映させていきます。	Α

参考資料

大田原市男女共同参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策(第8条-第15条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第16条・第17条)

第4章 大田原市男女共同参画審議会(第18条)

附則

前文

人がその性別にかかわりなく、一人一人が心豊かに、自分らしく生きることができる社会の実現は、 私たちの願いである。

大田原市においては、人間尊重を基本理念とした市民憲章に基づき、大田原市総合計画を指針として、市民生活の向上を目指すとともに、男女平等社会の実現に向け「おおたわら男女共同参画プラン」 を策定し、様々な施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別による固定的な役割分担や慣行は、依然として根 強く残っており、社会における男女間の不平等を感じている市民も少なくない。

さらに、意思決定の場への男女の積極的な参画、家庭生活における活動と他の活動の両立等なお一層の努力が求められている。

こうした状況の中、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化など社会経済情勢の急激 な変化に伴い、解決すべき課題も抱えている。

ここに、大田原市は、男女の特性を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、幸せを実感できる 住みよいまちを築くため、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すこと を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定める ことにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、心理的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
 - (2) 男女が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるようにすること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活に おける活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動に対等 に参画し、両立できるようにすること。
 - (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと ができるようにすること。
 - (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行われること。 (目指すべき姿)
- **第4条** 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現にあたり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。
 - (1) 家庭において目指すべき姿
 - ア 家族一人一人を尊重し、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、 家事、子育て、介護等を担い合う家庭
 - イ ドメスティック・バイオレンスのない明るい幸せな家庭

(2) 教育の分野において目指すべき姿

学校教育、社会教育その他あらゆる分野において、男女平等意識が醸成され、かつ、個性や能力が大切にされる教育

(3) 地域において目指すべき姿

男女共同参画が阻害される慣習やしきたりを見直し、男女が、差別なく地域の諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域

- (4) 職場において目指すべき姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価される職場
 - イ セクシュアル・ハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働ける環境が 保障される職場
 - ウ 男女が等しく、職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立し、その他の活動 も行うことができる職場
 - エ 家族経営的な農商工業等においては、男女が対等な構成員として経営方針の立案及び決定 に参画する機会が確保され、並びに正当に評価される職場

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、前条に定める目指すべき姿(以下「目指すべき姿」という。)を念頭に置き、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策について、市民、事業者、国、他の地方公共団体等と協力し、及び連携して実施する責務を有する。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとと もに、大田原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (意識の啓発)
- **第9条** 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、あらゆる機会を通じて広報活動、情報提供、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設 その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員等)

第11条 市は、附属機関の委員等を任命又は委嘱するときは、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(意見等申出の対応)

- 第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から、意見、苦情等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるとともに、必要と認めるときは大田原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権の侵害 に関し、市民及び事業者から相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めるものとする。 (年次報告)
- 第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、 これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行う ものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 すべての人は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報への配慮)

第17条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や、異性に対する暴力等を助長若しくは連想させる表現又は不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 大田原市男女共同参画審議会

(大田原市男女共同参画審議会)

- 第18条 市に、大田原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 施策に関する意見等の申出への対応に関すること。
 - (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- 4 委員は、市民、学識経験者等から市長が任命又は委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

大田原市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田原市男女共同参画を推進する条例(平成16年条例第21号)第18条第 7項の規定に基づき、大田原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(H20規則22. 23年度規則16. 一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

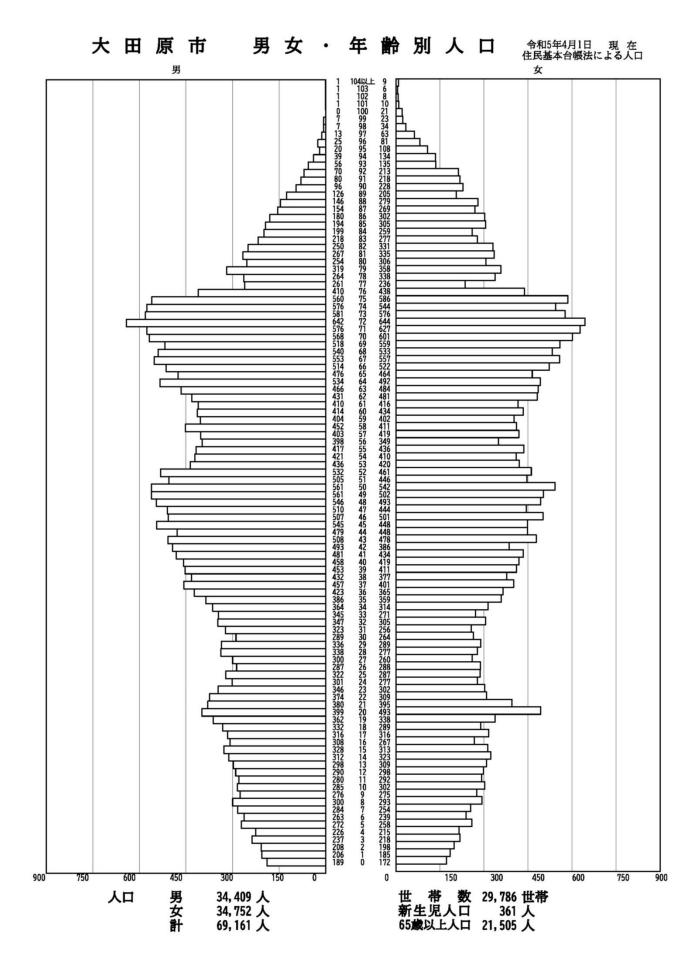
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

TEL 0287-23-8715 FAX 0287-23-8748

E-mail: seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp